

和歌山県肝炎ウイルス陽性者フォローアップ事業実施要綱

(目的)

第1条 この事業は、肝炎ウイルス陽性者に対するフォローアップ(以下「フォローアップ」という。)及び検査費用の助成を行うことにより陽性者を早期治療に繋げ、ウイルス性肝炎患者等の重症化予防を図ることを目的とする。

(対象者)

第2条 この事業の対象となる者(以下「対象者」という。)は、和歌山県内に住所を有する者で、次の各号に掲げる事業の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

(1) フォローアップ 次のいずれかの要件を満たす者

- ア 和歌山県が実施する肝炎ウイルス検査により、「陽性」又は「現在、C型肝炎ウイルスに感染している可能性が高い」と判定された者
- イ 第2号及び第3号の検査費用の請求をした者
- ウ 医療機関等(健康増進事業を実施する市町村を含む。)で実施する肝炎ウイルス検査(職域で実施する肝炎ウイルス検査(以下「職域の肝炎ウイルス検査」という。)、母子保健法(昭和40年法律第141号)に基づき市町村が実施する妊婦健康診査における肝炎ウイルス検査(以下「妊婦健診の肝炎ウイルス検査」という。)及び手術前1年以内に行われた肝炎ウイルス検査(以下「手術前の肝炎ウイルス検査」という。)を含む。)を受けた者からの情報提供等により知事が把握したB型若しくはC型肝炎ウイルスに感染した者又は感染している可能性が高い者

(2) 初回精密検査費用助成

- a 県若しくは和歌山市が実施する肝炎ウイルス検査又は市町村が行う健康増進事業の肝炎ウイルス検診において陽性と判定された者であって、次の全ての要件を満たす者
 - ア 医療保険各法(高齢者の医療の確保に関する法律(昭和57年法律第80号)第7条第1項に規定する医療保険各法をいう。以下同じ。)の規定による被保険者若しくは被扶養者である者又は高齢者の医療の確保に関する法律の規定による被保険者である者
 - イ 県若しくは和歌山市が実施する肝炎ウイルス検査又は市町村が行う健康増進事業に基づく肝炎ウイルス検診において、陽性と判定された日から1年以内に初回精密検査を受けた者
 - ウ フォローアップを受けることに同意した者
- b 職域の肝炎ウイルス検査において陽性と判定された者であって、次の全ての要件を満たす者
 - ア 医療保険各法の規定による被保険者若しくは被扶養者である者又は高齢者の医療の確保に関する法律の規定による被保険者である者
 - イ 職域の肝炎ウイルス検査において、陽性と判定された日から1年以内に初回精密検査を受けた者
 - ウ フォローアップを受けることに同意した者
- c 妊婦健診の肝炎ウイルス検査において陽性と判定された者であって、次の全ての要件を満たす者

- ア 医療保険各法の規定による被保険者若しくは被扶養者である者又は高齢者の医療の確保に関する法律の規定による被保険者である者
 - イ 妊婦健診の肝炎ウイルス検査において、陽性と判定された日から原則1年以内に初回精密検査を受けた者。ただし、出産後の状況等に鑑み特段の事情がある場合には、この限りでない。
 - ウ フォローアップを受けることに同意した者
 - d 手術前の肝炎ウイルス検査において陽性と判定された者であって、次の全ての要件を満たす者
 - ア 医療保険各法の規定による被保険者若しくは被扶養者である者又は高齢者の医療の確保に関する法律の規定による被保険者である者
 - イ 手術前の肝炎ウイルス検査において、陽性と判定された日から原則1年以内に初回精密検査を受けた者。ただし、手術後の状況等に鑑み特段の事情がある場合には、この限りでない。
 - ウ フォローアップを受けることに同意した者
 - (3) 定期検査費用助成 次の全ての要件を満たす者
 - ア 医療保険各法の規定による被保険者若しくは被扶養者又は高齢者の医療の確保に関する法律の規定による被保険者
 - イ 肝炎ウイルスの感染を原因とする慢性肝炎、肝硬変又は肝がんの患者（治療後の経過観察を要する状態にある者を含む。）
 - ウ 住民税非課税世帯に属する者又は市町村民税（所得割）課税年額が235,000円未満の世帯に属する者。
 - エ フォローアップを受けることに同意した者
 - オ 肝炎治療特別促進事業の受給者証の交付を受けていない者（事業の実施方法）
- 第3条 知事は、肝炎ウイルス陽性者フォローアップ参加同意書（様式1。以下「同意書」という。）により肝炎ウイルス検査の前または後で本人の同意を得ている対象者に対し、医療機関の受診状況等に関する調査票（様式2。以下「調査票」という。）を年1回送付する等により、医療機関の受診状況及び診療状況を確認し、未受診の場合は、必要に応じて電話等により受診を勧奨する。この場合において、知事は、個人情報取扱いに留意の上、市町村等と連携を図ることとする。
- 2 知事は、対象者の請求に基づき、対象者が保険医療機関（健康保険法（大正11年法律第70号）第63条第3項第1号に規定する保険医療機関をいう。）において初回精密検査又は定期検査を受診し、医療保険各法又は高齢者の医療の確保に関する法律の規定による医療に関する給付を受けた場合、対象者が負担した費用（医療保険各法の規定による医療又は高齢者の医療の確保に関する法律の規定による療養に要する費用の額の算定方法の例により算定した検査費用の額の合計額から医療保険各法又は高齢者の医療の確保に関する法律の規定による医療に関する給付に関し、保険者が負担すべき額を除く。）を交付する。ただし、前条第3号に該当する者については、次のアに規定する額からイに規定する自己負担額限度額を控除した額とする。この場合において、当該控除した額が零以下となる場合又は別表に該当しない場合、助成は行わない。
- ア 医療保険各法の規定による医療又は高齢者の医療の確保に関する法律の規定による

療養に要する費用の額の算定方法の例により算定した検査費用の額の合計額から医療保険各法又は高齢者の医療の確保に関する法律の規定による医療に関する給付に関し保険者が負担すべき額を控除した額

イ 1回につき別表に定める額を限度とする額

3 助成を受けることができる回数については、次のとおりとする。

ア 初回精密検査 1回

イ 定期検査 1年度につき2回（ただし、初回精密検査の助成を受けた年度は1回）

（助成の内容）

第4条 この事業の助成の対象となる費用は、和歌山県肝疾患診療連携拠点病院又は和歌山県肝疾患に関する専門医療機関で受診した検査に係る初診料（再診料）、ウイルス疾患指導料及び次の各号に掲げる検査に要する費用とする。ただし、医師が真に必要と認めたものに限る。

（1）血液検査

次の表に掲げる検査とする。

検査項目	B型肝炎ウイルス	C型肝炎ウイルス
血液形態・機能検査	末梢血液一般検査、末梢血液像	
出血・凝固検査	プロトロンビン時間、活性化部分トロンボプラスチン時間	
血液化学検査	総ビリルビン、直接ビリルビン、総蛋白、アルブミン、ALP、ChE、 γ -GT、総コレステロール、AST、ALT、LD	
腫瘍マーカー	AFP、AFP-L3%、PIVKA-II半定量、PIVKA-II定量	
肝炎ウイルス関連検査	HBs抗原、HBs抗体、HBVジェノタイプ判定等	HCV血清群別判定等
微生物核酸同定・定量検査	HBV核酸定量	HCV核酸定量

（2）超音波検査

断層撮影法（胸腹部）とする。ただし、肝硬変又は肝がん（治療後の経過観察を含む。）の定期検査にあつては、超音波検査に代えて、CT撮影又はMRI撮影（造影剤を使用した場合の加算等の関連する費用を含む。）とすることができる。

（助成の請求）

第5条 第3条第2項の規定により助成を受けようとする対象者は、次の各号の区分に応じ、当該各号に掲げる書類を、対象者の住所地を管轄する保健所長を経由して知事に提出するものとする。

（1）初回精密検査 次に掲げる書類

a 県若しくは和歌山市が実施する肝炎ウイルス検査又は市町村が行う健康増進事業に基づく肝炎ウイルス検診において陽性と判定された者の場合

ア 肝炎検査費用請求書（様式3-1。以下「請求書」という。）

イ 初回精密検査に係る医療機関の領収書

ウ 診療明細書

エ 県若しくは和歌山市が実施する肝炎ウイルス検査又は市町村等が行う健康増進事業に基づく肝炎ウイルス検診の結果通知書

b 職域の肝炎ウイルス検査において陽性と判定された者の場合

ア 請求書

イ 初回精密検査に係る医療機関の領収書

ウ 診療明細書

エ 職域の肝炎ウイルス検査結果通知書

オ 職域の肝炎ウイルス検査を受けたことについての証明書（様式3-2。以下「職域検査受検証明書」という。）（対象者が保有している場合に限る。）。ただし、対象者からの請求に職域検査受検証明書の添付がなく、対象者が職域の肝炎ウイルス検査を受けたことを確認できない場合は、対象者本人の同意を得て、様式3-3により医療機関に照会を行い、同医療機関から回答を受けることができる。

c 妊婦健診の肝炎ウイルス検査において陽性と判定された者の場合

ア 請求書

イ 初回精密検査に係る医療機関の領収書

ウ 診療明細書

エ 肝炎ウイルス検査の日及び当該検査の結果が記載された母子保健手帳の該当するページの写し（当該検査の日及び検査の結果が確認できるものに限る。）

母子健康手帳によっては肝炎ウイルス検査の日及び当該検査の結果が確認できない場合は、医療機関が発行する検査結果通知書

d 手術前の肝炎ウイルス検査において陽性と判定された者の場合

ア 請求書

イ 初回精密検査に係る医療機関の領収書

ウ 診療明細書

エ 肝炎ウイルス検査の結果通知書

オ 肝炎ウイルス検査後に受けた手術に係る手術料が算定されたことが確認できる診療明細書

(2) 定期検査 次に掲げる書類

ア 請求書

イ 診断書（様式4。1年以内に肝炎治療特別促進事業の申請において医師の診断書を提出し、又は以前に定期検査費用の助成を受けた場合で、慢性肝炎から肝硬変への移行などの病態の変化がないとき及び肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業（肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業実施要綱（平成30年6月27日付け健発0627第1号厚生労働省健康局長通知別添）に基づき実施される肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業をいう。以下同じ。）の申請において臨床調査個人票及び同意書を提出した場合を除く。）

ウ 定期検査に係る医療機関の領収書

エ 診療明細書

オ 世帯全員の住民票の写し

カ 世帯全員の住民税非課税証明書又は世帯全員の市町村民税の課税年額を証する書類（同一年度内で1回目の定期検査費用の助成を受けた場合及び和歌山県肝炎治療特別促進事業実施要綱による肝炎治療受給者証の交付を受けた場合を除く。）

(助成の決定)

第6条 知事は、第3条第2項の請求があったときは、その内容を審査し、相当と認めるときは、速やかに助成金を支払うものとする。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、この事業の実施について必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成27年10月6日から施行し、平成27年度の助成金から適用する。

附 則

この要綱は、平成28年6月7日から施行し、平成28年度の助成金から適用する。

附 則

- 1 この要綱は、平成29年7月10日から施行する。
- 2 改正後の第3条第2項の規定にかかる控除額は、同年4月1日以後の検査に要した費用に係る助成から適用する。
- 3 この要綱の改正後の様式は、当分の間、従前の様式を適宜補正して使用することができる。

附 則

- 1 この要綱は、平成30年4月1日から施行する。
- 2 この要綱の改正後の様式は、当分の間、従前の様式を適宜補正して使用することができる。

附 則

- 1 この要綱は、令和元年6月24日から施行し、平成31年4月1日から適用する。
- 2 この要綱の改正後の様式は、当分の間、従前の様式を適宜補正して使用することができる。

附 則

- 1 この要綱は、令和2年11月30日から施行し、令和2年4月1日から適用する。
- 2 この要綱の改正後の様式は、当分の間、従前の様式を適宜補正して使用することができる。

この要綱による改正前の要綱の規定による用紙は、当分の間、修正して使用することができる。

別表（第3条関係）

定期検査費用の助成における自己負担限度額表

階層区分		自己負担限度額 (1回につき)	
		慢性肝炎	肝硬変・肝がん
甲	市町村民税（所得割）課税年額が235,000円未満の世帯に属する者（※）	2,000円	3,000円
乙	住民税非課税世帯に属する者	0円	0円

（※）申請者及びその配偶者と相互に地方税法上及び医療保険上の扶養関係にない者（配偶者以外の者に限る。）については、申請者からの申請に基づき、当該世帯における市町村民税課税年額の合算対象から除外することができる。

なお、市町村民税課税年額の算定に当たっては、次に定めるところによるものとする。

- (a) 平成24年度以降分の市町村民税課税年額の算定に当たっては、「控除廃止の影響を受ける制度等（厚生労働省健康局所管の制度に限る。）に係る取扱いについて」（平成23年12月21日健発1221第8号厚生労働省健康局長通知）により計算を行うものとする。
- (b) 平成30年度以降分の市町村民税課税年額の算定に当たっては、市町村民税所得割の納税義務者が地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の19第1項の指定都市の区域内に住所を有する場合については、地方税法及び航空機燃料譲与税法の一部を改正する法律（平成29年法律第2号）第1条による改正前の地方税法に規定する市町村民税所得割の標準税率（6%）により算定を行うものとする。
- (c) 平成30年9月以降において、申請者を含む世帯構成員のいずれかが、未婚のひとり親として、地方税法第292条第1項第11号イ中「夫と死別し、若しくは夫と離婚した後婚姻をしていない者又は夫の生死の明らかでない者で政令で定めるもの」とあるのを「婚姻によらないで母となつた女子であつて、現に婚姻をしていないもの」と読み替えた場合に同号イに該当することとなる者又は同項第12号中「妻と死別し、若しくは妻と離婚した後婚姻をしていない者又は妻の生死の明らかでない者で政令で定めるもの」とあるのを「婚姻によらないで父となつた男子であつて、現に婚姻をしていないもの」と読み替えた場合に同号に該当することとなる者であるときは、その者を同項第11号イに定める寡婦又は同項第12号に定める寡夫とみなして、同法第295条第1項の規定により当該市町村民税が課されないこととなる者として、又は同法第314条の2第1項第8号の規定による寡婦控除及び寡夫控除並びに同条第3項の規定による特別寡婦控除が適用された場合の所得割額を用いることとして、算定を行うことができるものとする。